

土地の境界をめぐる紛争について相談会を開催します。境界のトラブル、境界問題でお困りの人は相談ください。相談は事前に申し

相談会

筆界特定・境界ADR合同

図監理課管理登記担当
(TEL 71・2330 FAX 72・3569)

- **日時** 3月16日(水) 午前9時～正午、午後1時～4時
- **場所** 市役所2階相談室211
- **定員** 12人(先着順)
- **申し込み** 3月9日(水) 午前9時から地域づくり課へ電話で申し込みください。

土地や建物の相続・贈与・売買などの権利の登記や、会社・法人などの設立・変更・解散などの登記、また裁判所への提出書類の作成など、関連するさまざまな相談に応じます。相談内容の秘密は厳守します。

登記・法律無料相談

図地域づくり課市民相談室
(TEL 71・2496 FAX 72・3176)

司法書士による

登記・法律無料相談



込みが必要です。

- **日時** 偶数月の第4木曜日(祝日の場合は翌日金曜日) 午後の1時間単位(午後2時～、3時～、4時～)

- **場所** 長野地方裁判所松本支局(松本市沢村2丁目12・46)

- **相談員** 法務局職員、土地家屋調査士

- **申し込み** 長野地方裁判所、不動産登記部門・地図整備・筆界特定室(TEL 0262356642)へ申し込みください。

測定結果

1月分の空間放射線量

いずれの地点においても健康に影響のない値でした。詳しくは市ホームページまたは担当課まで問い合わせください。

図環境課環境保全担当(TEL 71・2491・FAX 72・3176)

測定地点	(マイクロシーベルト/時間)			
	1/4(月)	1/12(火)	1/18(月)	1/25(月)
本庁舎(豊科)	0.08	0.07	0.07	0.08

連載

ベランダ菜園のすすめ

図農政課マーケティング担当
(TEL 71・2430 FAX 71・2507)

家族の団らんと健康維持にプランターを利用した家庭菜園に挑戦してみませんか。今月は2月末～3月に行う作業について紹介します。

①ニンニク

ニンニクが再び成長を始める時期となりました。2月下旬ごろ、2回目の追肥として希釈した液体肥料などを与えます。3回目は3月下旬に追肥し、土が減っていたら増し土をします。



②エンドウ

エンドウの春まきでは、2月下旬に一晩水につけた種を屋内で育苗ポットにまき、本葉が2～3枚になる頃から徐々に寒さに慣らし、梅が咲く頃に定植します。



豆知識 ～マルチングの効果～

マルチングとは、畑の表面をプラスチックフィルムなどで覆うことです。マルチフィルムは、土が湿った状態の時に、畦と密着させるように張ることで、より効果を発揮します。主な効果は①土壌の乾燥を防ぐ②地温の変動を和らげる③泥の跳ね返りを抑えて、病気の発生を防ぐ④雑草の発生を抑制する⑤害虫飛来を抑制する⑥露地栽培より施肥量を70～80%に抑えられるなどです。使用する資材によって効果は若干変わってきます。また、雑草の抑制が主目的の場合はブラックタイプ、地温上昇が主目的の場合は透明タイプがおすすめです。銀色のマルチフィルムはアブラムシの飛来を防ぐ効果が知られています。

税の申告

市県民税・所得税の申告は3月15日(火)まで

市県民税に関する問い合わせ
図市民税課市民税担当
(TEL 71・3111 FAX 72・2065)
所得税に関する問い合わせ
図松本税務署(TEL 32・2790)
(自動音声案内)

昨年の申告状況をもとに市県民税の申告書を1月に発送しました。申告書が届かない場合や平成27年中に収入がない場合も、市県民税の申告が必要な場合がありますので、次に該当する人は申告してください。市県民税の申告書は、市民税課(1階17番窓口)、各支所地域課窓口または市ホームページから入手できます。

● **申告が必要な人** ▽国民健康保険加入者およびその世帯主▽後期高齢者医療保険加入者およびその世帯員▽介護保険加入者およびその世帯員▽市外に住んでいる親族の扶養になっている人▽収入がない、または非課税収入のみで、税法上の扶養になっていない人▽所得証明書などが必要な人▽所得要件のある各種

所得税の確定申告をするすべての皆さんへ

①自宅で、確定申告書の作成ができます

3月15日(火)までの確定申告期間中、確定申告会場は大変混雑します。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅で確定申告書が作成でき、郵送で提出することができますのでご利用ください。

②復興特別所得税の記載を忘れなく

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

公的年金等を受給されている皆さんへ

確定申告不要制度のお知らせ
平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的

年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。

※なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されないこととなりました。

青色相談コーナーを開設

青色申告会の協力により「青色相談コーナー」を開設します。青色申告の特典や青色申告会などを説明しますのでご利用ください。

- **日時** 2月25日(木)・26日(金)・29日(月)
- ▽午前9時30分～正午
- ▽午後1時～3時30分
- **場所** 豊科ふれあいホール

申告相談会

市県民税・所得税の申告相談会

申告相談会は豊科・穂高の2会場のみです。右表の色つき部分について申告相談を実施しますので、都合の良い日に会場へお越しください。

- **開場時間** 午前8時15分
- **受付時間** ▽午前の部 午前8時30分～11時
▽午後の部 午後1時～4時

図市民税課市民税担当 TEL 71・3111 FAX 72・2065

●申告相談会の日程・会場

日程	会場		豊科ふれあいホール	穂高会館第3会議室
	2月	3月		
	16日(火)～19日(金)	1日(火)～4日(金)		
	22日(月)～26日(金)	7日(月)～11日(金)		
	28日(日)～29日(月)	14日(月)～15日(火)		
			<休日相談会>	